

○財務省告示第七十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年四月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百八 回、第三百九回、第三百十回、 第三百十一回、第三百十三回、 第三百十六回、第三百十七回、 第三百十九回、第三百二十九回、 第三百三十一回、第三百三十二 回及び第三百三十六回）及び利 付国庫債券（二十年）（第六十四 回、第六十七回、第七十三回、 第七十六回、第八十三回及び第 八十六回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年付) (第八百八十七回)	一・一%	平成九年三月二十三日	円百八十八億
利付国庫債券 (第十三年付) (第八百十六回)	一・一%	平成六年三月二十三日	円二百十二億
利付国庫債券 (第十三年付) (第八百十三回)	一・三%	平成三年三月二十三日	四十八億円
利付国庫債券 (第十三年付) (第八百十一回)	〇・八%	平成九年三月二十二日	八千二百五十円
利付国庫債券 (第十三年付) (第八百十回)	一・〇%	平成九年三月二十二日	円四百八十億
利付国庫債券 (第十三年付) (第八百九回)	一・一%	平成六年三月二十二日	億七百二十九
利付国庫債券 (第十三年付) (第八百八回)	一・三%	平成六年三月二十二日	八十八億円

(別表)

十八 元利金支
十九 払場所
十九 入札参加者
二十 払込期日

年四月二十一日午前九時以前に
訂正された場合には、訂正後の
当該単利(利回り)とする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十七年四月二十三日

（利付二十年国库六回）	（利付二十年国库三回）	（利付二十年国库六回）	（利付二十年国库三回）	（利付二十年国库七回）	（利付二十年国库四回）	（利付二十年国库三回）	（利付二十年国库三回）	（利付二十年国库三回）	（利付二十年国库二回）	（利付二十年国库三回）
二・三%	二・一%	一・九%	二・〇%	一・九%	一・九%	〇・五%	〇・六%	〇・六%	〇・八%	一・一%
日年平三成三月二十八	十年平日十成二月二十七	日年平三成三月二十七	十年平日十成二月二十六	日年平三成三月二十六	日年平九成三月二十五	十年平日十成二月二十六	十年平日十成二月二十五	日年平九成三月二十五	日年平六成三月二十五	十年平日十成二月十三
二十八億円	六十六億円	三十九億円	四十四億円	四十億円	三百三十七億円	五百十六億円	六十五億円	四百六億円	三百二十六億円	百二十億円